（前のページより続き）

○電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を定めた件（同七四）　二三〇
○磁気ディスク装置の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を定めた件（同七五）　二三二
○発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき地点を指定した件（同七六）　二三四
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（同七七）　二三三
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件（経済産業・環境三）　二三三
○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件（同四）　二三四
○水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川を指定する件（国土交通二七七）　二三三
○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川等を指定する件（同二七八）　二三四
○高速自動車国道に関する件（同二七九）　二三五
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（同二八〇）
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の造船業基盤整備事業協会法の納付金率を定めた件（同二八一）
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件（同二八二）　二三五
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件（同二八三）
○租税特別措置法第十条の四第一項第四号及び第四十二条の七第一項第四号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件を廃止する件（同二八四）
○平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する件（同二八五）　二三六
○平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件（同二八六）
○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第五条の規定に基づく告示（同二八七）
○鹿児島空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同二八八）
○測量法に規定する直角座標で表示する場合の座標系を定める件の一部を改正する件（同二八九）　二三七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二九〇）
○平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を改正する件（同二九一）　二三八
○平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を改正する件（同二九二）
○ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第一項第四号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（環境二六）
○し尿処理施設に係る汚泥の再生方法の一部を改正する件（同二七）　二三九

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示七）　二三九
平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同八）　二四〇
平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同九）
平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）
平成二十二年度塩需給見通しの公表について（財務省）